

○説明を要する議案（重要な議案）についての賛否判断

1. 利益相反のおそれがある議案

利益相反のおそれのある銘柄については、原則議決権行使ガイドラインに基づいて議決権行使を判断しておりますが、当ガイドラインにて判断することが困難である議案については、議決権行使助言会社からの当社の議決権行使ガイドラインに基づく助言に従い行使することで、判断を歪めることなく一貫した対応を行っております。

2. その他の銘柄

①7958：天馬（株主総会開催日：2020年6月26日）

天馬については、海外子会社において、現地の公務員に対する収賄事件という不祥事がありました。同社に対する議決権行使については、第三者委員会の提言に即しガバナンスの再構築を進めることが重要であると判断しました。

具体的には、会社提案の取締役選任議案においては、不祥事への関与が指摘されている候補者の議案については反対しました。また、株主提案の取締役選任議案においては、元名誉会長から提案された議案となりますが、第三者委員会からの報告書によるとガバナンス再構築には元名誉会長による経営介入の排除も指摘されており、第三者委員会の提言を踏まえ、株主提案にある全候補者の議案について反対しました。

②9503：関西電力（株主総会開催日：2020年6月25日）

関西電力については、原発関連での長年にわたる不適切な金銭授受という不祥事がありました。同社に対する議決権行使については、上記不祥事が長年にわたり経営トップも関与する形で続けられてきたことから、ガバナンス再構築のためには取締役会の刷新が必要であると判断しました。

具体的には、会社提案の取締役選任議案においては、現状の取締役会が不祥事に対し適切な対応が出来ていなかったことから、総会後の取締役が大幅に減少する可能性はあるものの取締役会の刷新を優先と考え、再任となる候補者の議案については反対しました。また、独立性の観点からも一部候補者の議案についても反対しました。その他株主提案の議案については、企業価値向上の観点から一部の議案については賛成しました。

以上